

ふるさと企業経営承継円滑化事業 (承継準備型(企業価値評価))

事業概要説明

目次

1. 助成事業対象者および事業内容	3
2. 助成対象経費	8
3. 助成率・助成対象期間	11
4. 応募方法	12
5. 募集スケジュール	14
6. 採択基準	15
7. 今後のスケジュール	16

1. 助成事業対象者および事業内容

助成対象となる事業は、**事業引継ぎ**により**近親者以外**の者に事業承継するにあたり、その準備に必要な**企業価値の評価**に伴う取組みです。

助成事業対象者	助成対象となる事業内容
代表者が満60歳以上の県内中小企業者または代表者が満60歳以上の県内中小企業者の事業を引き継ぐ県内中小企業者	ア 企業価値の評価 イ その他、上記に附帯する取組み

※福井県事業承継ネットワーク参加機関と連携して事業計画(様式第1)を策定し、今後も事業を継続する意欲があるものに限る

※みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っているものは除く

中小企業者とは

中小企業基本法第2条に規定する会社、個人をいいます。
下記の資本金の額や従業員数のいずれかを満たしたものです。

業種分類	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

「みなし大企業」とは

- ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

事業承継とは

「事業承継」とは

会社の場合、交付申請時点の代表取締役が退任し、後継者が代表取締役に就任することなど

個人事業の場合、商号(屋号)や経営資源を承継(現代表は廃業届、後継者は開業届を提出)すること

を言います。

事業引継ぎとは

「**事業引継ぎ**」とは

事業譲渡などにより、**事業の全部または一部を近親者以外の者に事業承継**することを言います。

※「**近親者**」とは、配偶者、直系血族、3親等内の傍系血族または3親等内の姻族をいいます。

福井県事業承継ネットワーク参加機関とは

支援機関	商工会議所 商工会	など
金融機関	銀行(福井銀行、北陸銀行、北國銀行、福邦銀行) 信用金庫(福井、敦賀、小浜、越前) ※各金融機関の支店との連携可	など
士業団体	北陸税理士会福井県支部連絡協議会(税理士) 日本公認会計士協会北陸会福井県支部(公認会計士) 福井弁護士会(弁護士) 福井県司法書士会(司法書士) 福井県行政書士会(行政書士) 福井県中小企業診断士協会(中小企業診断士) 福井県社会保険労務士会(社会保険労務士) ※士業団体に所属する士業との連携可	

※交付要領別表1参照 7

2. 助成対象経費 (1/3)

事業実施のために必要となる経費であり、以下の①～③の条件をすべて満たすものを対象とします。

① 事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

② **交付決定日以降**の契約・発注により発生かつ事業期間内に支払いが完了した経費

※交付決定日： 採択された後に発行される「交付決定通知書」の日付

③ **証拠書類等**によって金額・支払等が確認できる経費

※証拠書類： 見積書や発注書(契約書)、納品書、請求書、領収書など

助成対象経費 (2/3)

事業承継のための企業の価値評価に必要なとなる以下の経費が対象となります。

経費区分		内 容
企業価値の評価費	委託費	企業価値の評価に要する経費
企業価値の評価に附帯する経費	委託費	事業引継ぎに向けたコンサルティングに要する経費
	その他	支援センターが助成事業に必要と認める経費

助成対象経費 (3/3)

[助成対象にならない経費]

- 顧問料
- 官公庁等の手続き及び書類作成、訴訟・トラブル対応に要する経費
- 諸経費、公租公課(消費税及び地方消費税額を含む)
- 飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- 他の国、県、市町の補助金の補助対象となっているもの
- その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断する経費(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条により定める営業内容等

3. 助成率・助成対象期間

企業規模	助成率	助成限度額	助成対象期間
小規模企業者	対象経費の 3分の2以内	20万円 以内	交付決定の日より 2021年1月31日まで
中小企業者(小規模企業者を除く)	対象経費の 2分の1以内	150万円 以内	

※ 採択の状況により、助成限度額が減額になる場合があります

※ 助成対象期間は最長2021年1月31日まで、それ以前でも可

※ 助成金の交付は、事業完了日の約1ヵ月～1ヵ月半後となります
助成事業期間中は自己資金や借入金等で必要な資金を調達する
必要があります

4. 応募方法

事業計画の作成から提出の流れ

- ① 福井県事業承継ネットワーク参加機関に相談
↓
- ② 様式に従って作成
(機関が作成する「意見書」等の関係書類をそろえる)
↓
- ③ 産業支援センターに提出

※応募様式は、産業支援センターホームページからダウンロードできます

ふるさと企業経営承継円滑化事業(承継準備型(企業価値評価))

(<https://www.fisc.jp/subsidy/syoukeijyunbi-3/>)

添付書類（様式第1に記載してあります）

- (1) **申請者の詳細**（別紙1）
- (2) **事業実施計画**（別紙2）
- (3) **助成事業に係る支出内訳および資金調達**（別紙3）
- (4) **【個人事業者】住民票**（応募日以前3カ月以内に発行、マイナンバー不要）
- (5) **直近三期分の決算書資料**（損益計算書、貸借対照表、勘定科目内訳明細書）
※個人事業者の場合は、直近三期分の確定申告書
- (6) **直近の確定申告書別表二**（同族会社の判定に関する明細書） ※法人のみ
- (7) **県税に滞納がない旨の証明書**（応募日以前1カ月以内に発行）
または**県税の納税状況の確認について**（別紙4）
- (8) **会社概要のわかるもの**（パンフレット等）
- (9) **事業承継診断票**（別紙5）
- (10) **意見書**（様式第2） ※相談した福井県事業承継ネットワーク参加機関が作成

5. 募集スケジュール

(1) 募集期間

2020年5月27日(水)から随時募集受付

(2) 提出方法

原則、事務局へ郵便又は宅配便

※止むを得ない場合は持参でも可

(3) 提出先

(公財)ふくい産業支援センター 4階 販路・資金支援部

6. 採択基準

次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択します。

- ① 事業引継ぎにより引き継ぎたい技術または商品・サービスに**優位性**があること
- ② 事業計画および方法が、その目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得る事業であること

7. 今後のスケジュール

時期	項目
5/27(水)～11月下旬	随時募集
随時	書面審査
随時	採択・交付決定
交付決定後	事業開始 ※発注・契約が可能となります。

注意点

- ※交付決定日以降の発注・契約のみ助成対象となります。
- ※助成金の支払いは助成期間終了後の精算払いとなります。

「ふるさと企業経営承継円滑化事業助成金(承継準備型)の件で…」

お問い合わせ・ご相談は下記まで

お気軽にご連絡ください

(公財) ふくい産業支援センター

販路・資金支援部 資金支援グループ



〒910-0296

坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

(福井県産業情報センタービル内)

TEL: 0776-67-7406 FAX: 0776-67-7419

E-mail: shikin-g@fisc.jp URL: <https://www.fisc.jp>